

古河市スポーツ協会 加盟団体分担金規程

(目的)

第1条 この規程は、古河市スポーツ協会（以下「スポ協」という。）加盟団体規程第4条の規定に基づき、加盟団体の負担金について定めるものとする。

(負担金の種別)

第2条 負担金の種別は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体負担金（スポ協に加盟する団体としての分担金）

(2) 新規加盟金

(負担金の額)

第3条 負担金の金額は、次のとおりとする。

(1) 加盟団体負担金 年額 10,000 円

(2) 新規加盟金 10,000 円

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。